

「都筑区ふれあい助成金」申請・報告
にあたってのお願いと注意事項



書類を作成する前に、必ずお読みください！

I 令和4年度申請および令和3年度報告の方法について

◆受付期間

令和4年4月11日(月)～4月22日(金) ※土日を除く

* 令和4年に初めて申請する団体は、3月中に事前相談を行ってください(予約制)。

* 「新規立ち上げ事業区分」は、4月4日(月)～12月23日(金)で受付します。※土日祝除く
必ず事前相談を行ってください(予約制)。

◆受付方法

指定された書類を、郵送または窓口持参にて都筑区社会福祉協議会へご提出ください。

令和3年度に助成を受けた団体は、申込書と報告書を必ず同時に提出してください。

【郵 送】 令和4年4月22日(金)消印有効

【窓 口】 **予約制**です。お電話にてお申し込みください(先着順)。

(電話が困難な場合は、メールまたはFAX可。この場合、都筑区社協からの返信をもって予約完了となります)

予約受付は3月23日(水)10時より開始、以降平日の9:30～17:00

受付期間中、平日 ①9:30～10:30 ②11:00～12:00 ③13:30～14:30

④15:00～16:00 の中から、希望日時をお申し出ください。

！注意！

* 窓口持参については、1枠につき2団体まで予約をお受けします。

同じ人が複数団体分の申込・報告をする場合は、団体数分の予約を取ってください。

(例:同時に2団体分の申込・報告をしたい→他の団体が入っていない枠を予約するか、連続した2コマを予約する)

* ご来所は、**1団体につき2名まで**でお願いいたします。

(新型コロナウイルス対策として、会場内の三密を避けるための対応です。ご協力お願いいたします)

◆提出書類

書式等はすべてHPからダウンロードできます。www.tuzuki-shakyo.jp

【令和4年度分の申請】

・ A～C区分に申請する場合 : 様式1-1～1-4 <1部>

・ D区分に申請する場合 : 様式2-1～2-3 <1部>

・ A～D区分で今年度新たに申請する団体は、上記のほか、①前年度の活動実績(実施回数



- および参加者数) 分かるもの ②会則 ③パンフレット・チラシなど (あれば)
- ・新規立ち上げ事業区分に申請する場合：様式3-1～3-3 <1部>
- および、①会則 ②パンフレット、チラシなど会の活動が分かるもの (あれば)

！注意！

- * 同じものを2部作成し、うち1部を提出してください。1部は団体控えとして保管してください。
- * 申込書の様式に一部変更があります。必ず、令和4年度版の様式にてご提出ください。
(様式が異なる場合、受け付けられません)
- * なお、昨年より、代表者印や訂正印の押印が不要になりました。

【令和3年度分の報告】

- ・様式4-1～4-4 <2部>
- ・写真、チラシなど活動の様子が分かるもの<2部>
- ・R3年度に助成額10万円以上で申請した団体は、助成金をあてた経費の領収書の写し
<1部>

！注意！

- * 同じものを3部作成し、うち2部を提出してください。1部は団体控えとして保管してください。
- * 代表者印や訂正印の押印がなくても構いません。
- * R3年度に助成額10万円未満で申し込んだ団体については、今回、報告書提出時の領収書確認は行いません。
(窓口の対面時間を減らし、会場の混雑等を避けるため。また窓口・郵送の公平を期すため、どちらの方法で報告する場合も、領収書やその写しを提出いただく必要はありません)
ただし、年度途中に無作為抽出により選んだ団体へ、領収書等の提示を求める場合がありますのであらかじめご承知おきください。
- * なお、助成額を問わず、領収書等は整理の上必ず5年間は保管し、求められた場合には提示または提出してください。

II 新型コロナウイルスの影響に伴う助成の考え方

(1)前年度の活動実績について

①R3年度から継続して申請する場合

前年度の実績 (回数および参加者数) が、申し込んだ区分の基準に達していない場合も、前年度と同区分での申請は可能です。

ただし、実施できない前提での申請はご遠慮ください。無理のない範囲での活動計画をお願いいたします。

例 R3年度に「A 要援護者支援区分 ①集いの場」の「10回以上・参加者5人以上」の枠(8万円)で申し込んだが、コロナウイルスの影響もあり3回の実施であった。

・R4年度の申請時点では、月1回実施する予定である → 同区分で申請できます

・申請時点で4～6月は中止がすでに決まっており、7～3月の9回は実施予定である

→「6～9回・5人以上」(5万円)の枠で申請してください。

②R4年度に初めて申請する場合

「申請のてびき」8ページに記載の通り、A区分またはB①③区分に申請する場合、前年度に一定の活動実績が必要です。

ただし、コロナウイルスの影響によりR3年度の実績を積むことができなかった場合は、R1年度までの活動実績等、実績があることを示せる書類を提出してください。(詳しくはご相談ください)

* 全く実績がなく、A区分またはB①③に申請したい場合は、「新規事業立ち上げ区分」で申請してください。

* B②区分・C区分・D区分は実績がなくともお申込みいただけます

(2)活動実績等に伴う助成金の返還について(R3年度・R4年度共通)

以下のような場合も、新型コロナウイルス等の「やむを得ない理由」であれば返還の対象となりません。ただし申請時点では基準を満たすことが必要ですのでご注意ください。

a) 活動実績が、助成基準の回数・人数に達しなかった場合

b) 参加費等の減少により、結果的に自主財源が20%に満たなかった場合

c) 〃 結果的に前年度からの繰越金割合が25%を超えてしまった場合

* 助成金に余剰がある場合は、理由を問わず、余剰分を返還していただきます。

* 別冊-2も参照ください。

(3)活動内容の変更について(R3年度・R4年度共通)

年度途中に活動を変更した場合も、活動の趣旨・目的が当初の申請と同じであればその経費は助成対象となります。

* 変更にあたっては、事前にご相談ください

* 活動内容を変更する場合、助成金額の変更はありません。決定した助成金額の範囲内での活動をお願いいたします。

例 当初の申請 → 高齢者の孤立防止・安否確認を目的とした昼食会

変更後 → 同様の目的で、ボランティアが手紙を持って訪問し、近況を確認した

「高齢者の孤立防止・安否確認」という趣旨は変わっていないので、訪問活動にかかった経費を助成金から充てていただけます。

なお、R4年度においても、コロナ禍での活動となることが予想されます。あらかじめ、コロナ禍でもできる内容、実施回数を検討、申請してください。

例 B②区分で、R1年度までは、障害児・者の宿泊合宿（県外）で申請していたが、R4年度は市内の植物園への日帰りハイクで申請。

Ⅲ その他の助成基準

従前どおりです。お問合せの多い事項をまとめましたので、「申請のてびき」と併せてご確認ください。

(1) 助成金を受ける通帳について

① 受付できる口座は次のもののみとなります。個人名義の通帳は認められませんので、団体の通帳を用意しておいてください。

第1優先 団体名 または 団体名+代表者名の口座 【例 ○○グループ代表 都筑 ゆい子】

第2優先 団体名+代表者以外の方で、氏名の前に「会計」など役職が付いている名義の口座
【例 ○○グループ 会計 横浜 ボラ太】

(2) 公的機関から謝金等の支払いを受けている事業について

「申請のてびき」P6に記載の通り、公的サービス事業と重複する事業は助成対象となりません。

*区役所・学校・地区センター・地域ケアプラザ等から謝金・材料費等の支払いを受けるなど、公費が入っている事業は助成対象外となりますのでご注意ください。

(3) 助成対象外経費について

「申請のてびき」P12に記載のとおり、以下の経費は助成対象となりません。

①食べ物、飲み物等 *飲食物は、講師等へさしあげる場合等でも助成金を充てることはできません。

②個人に帰属する物品の購入費

*会の持ち物として管理できない物、会への返却義務のない物は助成対象となりません。

③申請した事業以外にかかる経費

*会の総会や、ボランティアの親睦のために行った行事等は、申請した事業の経費ではありませんので、助成金を充てることはできません。

④他団体への会費・積立金・繰越金

(4)実施回数、参加者数のカウントについて

①役員の打ち合わせ等、事前準備の活動は実施回数には含まれません。

*ただし、申請した事業のため事前準備にかかる経費(会場費、交通費等)は助成対象となります。

②参加者(利用者)・実施回数のカウント方法について ※「申請のてびき」P2～P3の備考欄参照

A-①	集いの場	参加者(事業の対象者)の人数。 主催者(担い手・ボランティア)や講師はカウントしない。
A-②	家事・生活支援	年間に対応した依頼の訪問回数をカウントする。(下見除く)
A-③	配食	1回あたりの配食した人数
B-①	障害児・者支援 当事者活動	参加者(事業の対象者)の人数。 ※当事者が事業の対象 →家族が付き添っていても家族はカウントしない。 ※当事者と家族のための活動 →当事者と家族をカウントする
B-②	宿泊・ 日帰りハイク	当事者の人数
B-③	視覚障害者・ 聴覚障害者支援	人数要件なし
C	福祉のまちづくり 区分	参加者の人数。主催者はカウントしない。
D	健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ⇒参加者の人数。主催者は除く。 ②特技ボランティア ⇒参加者の人数。活動者は除く。

<間違いやすいカウント方法>

【A①集いの場事業】

例1)子育て支援事業のカウント方法…対象者が誰かでカウント方法が変わります。

・親子一緒に参加してもらうためのサロン ⇒親と子を両方カウント

・子どもだけを対象としたサロン ⇒子どものみ(親が付き添ってもカウントしない)

【A②家事・生活支援事業】

例2)住民同士の助け合い活動…当日訪問した回数をカウント。事前訪問は実績には含まれません。

Aさんから庭木の剪定と電球の取り換えの依頼があった。

⇒1回の訪問で両方対応したら1回カウント。2回の訪問で対応した場合は、2回カウント

例3)子どもの一時預かり…集団保育の場合、依頼者によってカウント方法が変わります。

依頼者が1人の場合は子どもが複数でも1回。

複数人の保護者から同日に依頼された場合は、依頼者の人数が回数となります。

IV 自主財源と繰越金について

本来のルールでは自主財源は20%以上必要、前年度繰越金は25%を超えてはNGとなります。
この例の場合、自主財源が20%以下、前年度繰越金は25%以上になっていますが、コロナなどやむを得ない理由であれば助成金返還は求めません。

R3申請時の予算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	10,000 25%
③前年度繰越金	13,000 25%
合計	53,000

R3決算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	3,000 9%
③前年度繰越金	13,000 28%
合計	46,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	21,000
合計	53,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	14,000
合計	46,000

※計算方法

② ÷ (①+②) × 100 = 自主財源率

③ ÷ (①+②+③) × 100 = 前年度繰越金の割合

R3決算で調整した場合

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	3,000 9%
③前年度繰越金	13,000 28%
合計	46,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
都筑区社協へ返還	1,000
次年度繰越金	13,000
合計	46,000

R3年度分の助成金を一部返還することで、

前年度繰越金が25%を超えているので、お申し込みいただくことができません。

R4の申請時予算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	10,000 25%
③前年度繰越金	14,000 26%
合計	54,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	22,000
合計	54,000

コロナの影響が続いたなど、やむを得ない状況で活動ができず、結果的に前年度繰越金が25%を超えたり、自主財源が20%を下回った場合は、返還の対象とはなりません。

R4の申請時予算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	10,000 25%
③前年度繰越金	13,000 25%
合計	53,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	21,000
合計	53,000

前年度繰越金が25%以内になるので申し込みは可能です。

R4の決算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	2,000 6%
③前年度繰越金	13,000 29%
合計	45,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	13,000
合計	45,000

*R3の助成金を返還しても、なおR4年度予算の「前年度繰越金」が25%を超えてしまう場合はご相談ください。